

Title	M・ トンリイ及びT・ ラピ-セペレ編 『犯罪と司法第四〇巻： 北欧における犯罪と司法』シカゴ大学出版、二〇一一年
Sub Title	M. Tonry & T. Lappi-Seppälä, Crime and Justice in Scandinavia, Chicago Univ. Press, 2011
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2013
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.86, No.11 (2013. 11) ,p.155- 169
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20131128-0155

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

M・トンリイ及びT・ラピーセペレ編

『犯罪と司法第四〇巻』

—— 北欧における犯罪と司法 ——

シカゴ大学出版、二〇一一年

本書の目次は左記の通りで、一二編の論文を収録している。⁽¹⁾

序文 トンリイ

- ① 「北欧諸国における犯罪、刑事司法及び犯罪学」ラピーセペレ及びトンリイ
- ② 「北欧の刑罰と犯罪（一七五〇年ないし二〇〇八年）」
ホーフエル
- ③ 「フィンランドとスウェーデンにおける殺人」キヴィ
ヴオリ及びレーティ
- ④ 「北欧の少年司法」ラピーセペレ
- ⑤ 「北欧の警察」ヘイゴルド
- ⑥ 「北欧諸国における量刑理論、量刑政策及び量刑研究」
ヒンカネン及びラピーセペレ

⑦ 「北欧諸国における少年非行研究」キヴィヴオリ及び
ベルンブルグ

⑧ 「北欧売春制度は存在するか」シルブレイ及びホルム
ストレーム

⑨ 「北欧風組織犯罪」コルセル及びラーソン

⑩ 「犯罪被害の発生——北欧文脈でのスウェーデン」タム
（協力者・レンネリング及びリュッテルプロ）

⑪ 「北欧登録データ及び犯罪学的知識への未開発ポテン
シャル」リュンゲスタッド及びスカルハーマル

索引

編者トンリイは一九四五年に米国ウエスト・ヴァージニア州生まれの犯罪学者である。⁽²⁾ ノースカロライナ大学とイェール大学に学び、一九七一年より二年間シカゴ大学で教職に就く。以後米、欧の大学や研究機関を渡り歩くように研究を続けて現在に至る。その経歴は多彩である。犯罪学者ノーヴァル・モリス⁽³⁾の影響を受けているといわれる。⁽⁴⁾ 一九七九年に同人とともに「犯罪と司法」シリーズ第一巻を出版している。出版の理由は、犯罪並びに犯罪を理解し、処理する方法に関する知識の輪郭を得ることにあり、犯罪学を独立した学問の体系に構築していくためにその領域を

画然として、学際的に問題の深い研究を可能にするところにあった。⁽⁵⁾ この出版のアイデアは、米国の法執行及び刑事司法国立研究所 (The National Institute of Law Enforcement and Criminal Justice) から出され、これが急速に広がって実現に至った。そして、このシリーズは以後現在まで四〇卷以上を世に送り出している。

編者は、本書の序文においてアメリカの犯罪学が地方的 (parochial) であると述べ、他国の犯罪の状況及び司法制度について十分な知識をもっている学者が乏しいことを嘆いている。編者によれば、犯罪現象は欧米どちらもほぼ同様であり、それに対抗する手段も似たものである。ただ、その適用の方法に相違が存在するという。相違は、施設収容処分の使用、少年裁判制度、及び個々の事件への政治家の関与の度合いである。これらについてこのシリーズの企画立案者は、米国は、この面での地方主義 (parochialism) から徐々に脱却してきているという。脱却の証は、この全集の一九九五年以降の六巻が比較研究を行っていることである。本書は、その七番目で北欧の犯罪と司法について取り上げている。

筆者の手元の三〇巻までのデータによると、これまでに北欧の研究者の論文は二本に過ぎない。ひとつは、スナレ

とボンデソンによる「北欧の犯罪学研究」⁽⁶⁾であり、他のひとつは、マルテンスによる「スウェーデンにおける移民、犯罪及び司法」⁽⁷⁾である。したがって、編者の述べるとおり、本書においてアメリカ犯罪学が初めて北欧の犯罪と司法に正面から向き合ったということもできる。

しかし、ここに掲載されている諸論文はすべて北欧の研究者によって書かれたものであり、北欧の状況の報告の意味合いが強いものである。つまり、アメリカの研究者による北欧の犯罪と司法に関する研究にはなっていない。

筆者はかつて先年物故された丁のコペンハーゲン大学の故ボンデソン教授 (以下ボンデソンとして引用) の編集した、本書と同名のアンソロジー『北欧における犯罪と司法』⁽⁸⁾の紹介を行ったことがある。これを念頭に置きながら、今回のトンリイの編集したアンソロジーを以下紹介していきたい。

今回のアンソロジーには、編者のトンリイを除いて下記のリストに掲げる北欧の研究者一六人の論文が掲載されている。これらの研究者の中で筆者が多少とも名前を知っているのは、ラビーセベレ、ホーフエル、レーテイ、タムの四人のみで、その他の研究者の名前にはなじみがない。本書の各論文に注記されている著者紹介により、その一人一

人について所属等を記すと左記のようになる。

ラビージェレ (Lappi-Seppälä, Tapio) 、ヘルシンキ国立政策研究所所長。

ホーフエル (Hofer, Hanns v.) 、ストックホルム大学犯罪学研究所教授。

キヴィヴオリ (Kivivuori, Janne) 、ヘルシンキ国立政策研究所研究員。

レーティ (Lehti, Martti) 、ヘルシンキ国立政策研究所上級研究員。

ヘイゴルド (Høigård, Cecilie) 、オスロ大学犯罪学部教授。

ヒンカネン (Hinkkanen, Ville) 、ヘルシンキ国立政策研究所研究員。

ベルンブルグ (Bernburg, Jón Gunnar) 、アイスランド大学社会学教授。

シルブレイ (Skilbrei, May-Len) 、オスロ所在国際応用科学研究所研究員。

ホルムストレーム (Holmström, Charlotta) 、ブルム保健・社会高等学院上級講師。

コルセル (Korsell, Lars) 、スウェーデン犯罪防止委員会経済・組織犯罪部部長。

ラーソン (Larsson, Paul) 、ノルウェイ警察大学犯罪学教授。

タム (Tham, Henrik) 、ストックホルム大学犯罪学研究所名誉教授。

レンネリング (Rönning, Anita) 、ストックホルム大学犯罪学研究所研究員。

リュッテルブロ (Rytterbro, Lise-Lotte) 、ストックホルム大学犯罪学研究所研究員。

リユングスタド (Lyngstad, Tor-kild Hovde) 、オスロ大学社会学及び人間地理学部研究員。

スカルハーマル (Skardhamar, Torbjørn) 、ノルウェイ統計局人口統計及び社会統計部研究員。

しかし、ボンテンソンのアンソロジーを飾っていた、ストックホルム大学のスベリ (Sveri, Knut) 、オスロ大学のクリステイ (Christy, Nils) 、丁の法務省のシユフスゴールド (Kvysgard, Brita) 、瑞の刑法学者、トレスクマン (Tråskman, Per Ole) 、諾の受刑者問題の専門家、マシィゼン (Mathiesen, Thomas) 、瑞のクヌストン (Knutsson, Johannes) やキュールホルン (Külhorn, Eckart) らの名前は見当たらない。

もっとも編者によれば、本書の形成過程においてス

ウエーデン犯罪防止委員会のアンデション (Andersson, Jan) をはじめとして、丁の法務省よりシユフスゴールド、芬からラピーセペレなどの協力を得て、ストックホルム及びヘルシンキの二箇所でのカンファレンスの後に採録論文を決定したとされている。編者は、特にシユフスゴールド、ラピーセペレ及び瑞の裁判官、ベックルンド (Bäcklund, Agneta) の三人に謝辞を残している。

ボンデソンの編著と比較すると、この二つのアンソロジーの双方に名前を連ねているのは、ホーフエル、レーティ、セペレ及びタムの四人である。その一方でストックホルム大学犯罪学研究所のサルネッキ教授 (Sarnecki, Jerzy) は、トンリイの序文に名前こそ挙げられているものの、このどちらのアンソロジーにも論文を寄稿していない。また、トンリイの序文の中にはボンデソン編集のアンソロジーに関する言及がない。これらの背後にどのような事情が介在するのか筆者の手元には何の情報もない。ただ、不思議に思うだけである。

ここでは、採録されている一編の論文を瞥見する。

このアンソロジーは全体で六七〇頁を超える大著であり、また、収録されている論文も大きいものであるため細かい紹介は不可能であることを予め承知して頂きたい。

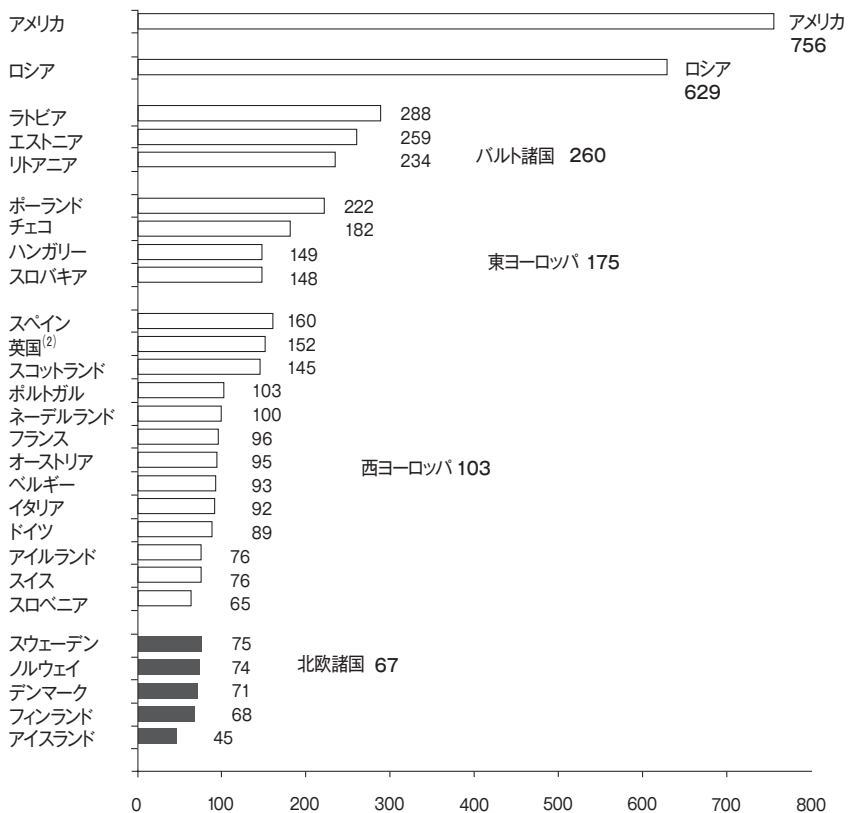
ラピーセペレとトンリイの共著である論文①「北欧諸国における犯罪、刑事司法及び犯罪学」は、この後に続く一〇編の論文の背景事情を明らかにする。

北欧四カ国は、社会保障の充実、税金、政府の正統性で際立っており、政府の信頼度が他国に比べて高いことが指摘される。社会福祉の費用負担、警察に対する国民の信頼、所得の平等及び国民相互の信頼は、国際比較で北欧諸国が最上位を占めている。自由刑の比率は低く(図を参照)、死刑は廃止され、刑事政策は穏やかで、社会政策が最良の刑事政策であるという理念が現実化している。もちろん最近の社会的経済的変動にこれらの国々は直面し、景気の後退を経験しているが、それぞれに危機を乗り越えており、刑事政策への影響はみられない。

論文は、刑罰運用の実態を自由刑 (Imprisonment)、地域的制裁 (Community Sanction)、少年の処分 (Sanctions for Young Offenders)、調停 (Mediation) の四種に分類して、それぞれについて述べている。執行猶予、保護観察などの語は使用されていない。この分類中地域の制裁は、筆者の自由制限刑の提言に繋がるものをもっている。

著者らが気にかけているのは、理想的ともいえるこのような状況の中で、刑罰主義への転向と右翼的傾向の増大の

図 欧州諸国の拘禁率 (2007-2008)⁽¹⁾



資料原：ロシアとアメリカ、ICPS (<http://www.prisonstudies.org/>)。北欧諸国、Kristoffersen, Ragnar: Correctional Statistics of Denmark, Finland, Iceland, Norway and Sweden, KRUS no. 2/2010, Oslo: Correctional Service of Norway Staff Academy, 2010. (Tonry (ed.) 2011, p.9. Fig.5.)。

(1) 数値は人口10万人当りの比率。(2) イングランド及びウェールズ。

兆しである。

この論文を受けるように、論文②「北欧の刑罰と犯罪」の中でホーフエルは、約二五〇年にわたる北欧の犯罪の趨勢を記述している。

ホーフエルは長年にわたって犯罪の趨勢をマクロ犯罪学の視点から、もっぱら瑞の公式統計を利用して（自ら統計数値を作ることなく）、北欧諸国の共通性を追求（相違を訊ねず）し、犯罪は粗暴犯と財産犯、処分は拘禁、罰金、猶予判決など大まかにとらえ、一国全体の状況を長期間にわたって観察するという手法で統計的に研究してきており、図示による分析方法を用いて、数理的な深い検討に消極的である。⁽¹²⁾ボンデソンのアンソロジーの中でも一九五〇年以降の趨勢を紹介している。⁽¹³⁾その幅を二百年に広げたのが今回の論文である。ホーフエルによると、産業化も都市化もともに犯罪の趨勢とは関係がなく、アルコールの統制が暴力犯罪の消長に、機会構造の変化が財産犯の消長に、それぞれ大きく関係しており、また、この間の刑事制裁の発展は犯罪及び犯罪者の統制に何の効果もあげていないとされている。⁽¹⁴⁾

論文③「フィンランドとスウェーデンにおける殺人」では、殺人の問題が詳細に論じられる。

はじめに殺人に関する北欧四国の犯罪統計の信頼性が高いこと、長期間にわたり統計数値が残されていることを前提に、芬の件数が他の三国の件数より多いことを指摘し、その原因がフィンランド戦争にあるとする。そして、特に芬との比較の対象に瑞を選んだ理由を、一八〇九年まで芬が瑞の一部であり、文化的社会的近似性が言語の相違にもかかわらず大きいこと及び北欧の殺人の七〇パーセントがこの両国で発生していることに帰している。更に、殺人の研究者もこの両国の出身者が多いという。⁽¹⁶⁾

WHOの死因調査のデータによると、一九世紀以来欧州の殺人率は大きく四個の群に分かれるが、瑞の殺人率が最小群に入るのに、芬の殺人率は、ロシアを含む最大群に入る。著者の基準で芬の殺人率は第三位である。一九九七年から二〇〇一年の間の北欧五国における致死凶器による殺人死者、一六九〇件中芬（四二％）と瑞（二八％）で一八一人を占める。著者は、人口、経済、社会政策及び文化の四個の社会指標との二変数相関をとりその関連を調査している。低い乳児死亡率、一五ないし二四歳の男子の比率の低さ、等しい男女比、大きい国民所得、低いジニ係数、低い失業率、国民所得に占める公教育費及び社会保障費の割合の大きさが殺人率の低さと相関し、更に国民の政治参

加と男女平等が進んでいけば殺人率は低い。ただ、アルコールの消費量と殺人率との相関は統計的に有意差がないとされ、⁽¹⁷⁾一方、厳罰主義の表現として受刑者人口の多さは殺人率の高さと相関する。

これらのどの指標のどれをとっても芬を除く四国は回帰直線の周囲に集まるのに対して、芬は回帰直線から殺人の値の大きい方向に大きくはずれた位置を占める。⁽¹⁸⁾そして、このことは、芬のライフスタイルと公衆衛生にかかる態度により、更にアルコール消費と政治参加の状況にかかわると、著者は指摘する。⁽¹⁹⁾

著者の関心の第二は、瑞及び芬における殺人研究の伝統である。これを社会学的、歴史的及び法医学的の三領域に分けて、これまでの研究者の研究を包括的に要約する形で紹介している。多数の研究者による調査の紹介がある。著者の第三の関心として、特に、中世以来の殺人事件に関して残存している統計そのほかのデータに基づいて詳細に報告がなされている。その地理的範囲はかつて瑞の支配下にあった芬、⁽²⁰⁾諾のデータをも含めて分析がなされている。殺人を含む瑞の死因統計は、一七四九年より継続して現在まで存在している。芬の分離後も殺人についてはほぼ同様の統計が両国で作成されている。それら豊富な統計資料に基

づいて、一六世紀以降の都市地域及び農村地域の殺人の傾向が細かく分析されている。

セベレによる④「北欧の少年司法」は、少年司法の現状を比較・記述するとともに将来の展望を行っている。

北欧の少年司法がいわゆる委員会制度という行政的な制度を採用していることは古くから知られているが、その伝統は今日まで続いていて、北欧にはいわゆる少年裁判所は存在しない。著者は、少年犯罪に対する刑事司法及び児童福祉双方からのアプローチ、即ちその複線構造を紹介している。⁽²¹⁾

複線構造の出発点は、著者によれば、ゲッツの活動にある。彼は、刑法、刑事訴訟法及び児童福祉法の三法の制定委員会のすべての委員長を務めた法律家であった。最初の児童福祉法は、刑法改正案の付録として提出されたという。双方は、相互に絡み合いながら、北欧の地方中心の政治体制の下で独特な児童保護体制を北欧各国に発達させたという。⁽²²⁾

その後の発展の中では、少年刑務所の展開、いわゆる保護法 (Skyddslags)⁽²³⁾ の出現による論争、社会防衛論との妥協によるスウェーデン刑法典の成立が述べられる。更に、社会福祉領域における強制の要素の排除及び児童保護にお

ける非施設化の主張の進展は、基本的視点を「児童の保護 (vård av barn)」から「児童の最善 (barnets bästa)」(カッコ内筆者)へと移した。そして家族中心の処遇方法が良しとされている。

論文の後半は、北欧各国における制度の現状の紹介が述べられているが、紹介を省略する。

ハイゴルドによる論文⑤「北欧の警察」は、標題の通り、警察について述べている。

この論文のアブストラクトによると、北欧の警察研究には、「警察の目」の概念を中心とする活動の研究、いわゆるゼロ・トレランスを中心とする警察理論の研究、及び警察活動の困難さと警察活動統制の様々なモデル研究という三個の流れが存在するという。そして、北欧全体の福祉国家モデルが警察活動の特徴になっているとする。一般的に、警察の性格付けには、近隣警察と地域警察という概念が使用される。小さい町村単位の警察と広域の警察である。国家の発展とともに警察は大きい組織に変貌する。その発展に住民の保護を中心とする警察と国家体制の保持を中心とする治安警察との二つの流れがある。北欧の警察は前者の特徴をもつ。⁽²⁶⁾

これを前提に、警察官の数(瑞二万六千、丁一万五千、

芬一万、諾一万三千)、女性警察官の比率(三〇ないし四〇パーセント)、警察官一人あたり住民の数(五〇〇ないし六〇〇)など、福祉モデルの警察組織の紹介がなされる。次いで、警察の実務と文化が紹介される。ここで強調されているのは、「警察の目 (police gaze)」である。⁽²⁷⁾

警察文化については、北欧における女性の重視が取り上げられている。⁽²⁸⁾その他全般的に警察文化の内容が「流動性」という言葉のもとに紹介されている。新しい警察活動の方向として、課題に向けられた警察活動、状況的犯罪予防、ゼロ・トレランス、地域的犯罪予防そして国際協力が取り上げられている。最後に、警察活動の困難さが取り上げられ、警察活動の統制に関する各国の取り組み、「警察活動を警察する」⁽²⁹⁾が紹介されている。

ヒンカネン及びラピエペレの論文⑥「北欧諸国における量刑理論、量刑政策及び量刑研究」は、北欧の刑事裁判における量刑の問題を扱っている。

北欧の量刑は、大陸法の伝統に従っており、英米法の量刑委員会のような制度は存在しない。一九七〇年代における保護主義の衰退は、罪刑の均衡と量刑における予測を強調する量刑改革を導いた。⁽³⁰⁾しかし、この衰退は北欧では厳罰化を招かなかつた。むしろ、制裁の一層の精密化、制裁

類型の多様化の方向をとった。同時に量刑の一貫性と統一化⁽³¹⁾が図られているという。ただ、論文は芬の状況を中心とする報告である。

この論文では量刑実務の分析が行われている。罪の重さ
と非難可能性、前歴、人間性(衡平事由)⁽³²⁾などが量刑の基準であり、併合罪については芬のデータに基づき、併合された罪に対する刑のすべてを一定の方法で数量化し、非線形回帰モデルでその計算を試みている。制裁選択の比較においては、いわゆる段階処遇を材料に各国の量刑が整理され、左記の段階が説明されている。⁽³³⁾

第一段階は、警告処分(通常は起訴放棄である)。

第二段階は、罰金で、拘禁の付加刑としても使用される。

第三段階は、地域制裁で、保護観察、社会奉仕命令、電子監視等が使用される。

第四の最高段階は、拘禁であり、諾及び丁には執行猶予制度がある。

瑞と芬の比較が特になされており、ともに刑罰価値が量刑の基礎にあるが、社会内処遇が優位をしめ、電子監視、地域奉仕命令が多数を占める。芬のデータによると、罪種ごとの量刑比較では、人身犯の場合、軽い暴行は罰金、故殺未遂及び謀殺未遂では九〇パーセント以上が拘禁に処さ

れている。しかし、刑期は、故殺未遂の場合平均で約二年、謀殺未遂の場合は平均で約七年である。⁽³⁴⁾

キヴィオリ及びベルンブルグの論文⑦「北歐諸国における少年非行研究」は、自己申告調査⁽³⁵⁾に始まるとされる北欧における少年非行研究の紹介である。

自己申告調査が少年の間における非行の一般的な広がり
を明らかにした後、この研究は一時的に影をひそめていた。しかし、一九九〇年代に復活し、各国で広範囲に実施された。しかし、その結果明らかになったことは、少年非行の増加ではなく、むしろ遵法少年の増加であった。その原因の説明として、少年人口の減少、社会統制が細やかになったこと、非行を嫌う方への少年全般の態度変化、自己の将来を見越して経済状況に適応すること、少年の日常行動の変化などが指摘されている。

シルブレイ及びホルムストレームの論文⑧「北歐売春制度は存在するか」は、北欧における売春問題を、売春政策と社会福祉の両面から取り上げている。

売春には、A・性行為により金銭を得る行為(売り手、通常女性)、B・金銭を支払う行為(買い手、通常男性)及びC・両者の間に介在する斡旋者の三個の側面がある。売春の取締りや処罰という場合過去においてはAがその対

象であった。しかし、Bについてもこれを処罰するというのが現在の傾向である。瑞はBのみを犯罪化し、Aは合法としている。誰もアイスランドもBを犯罪化している。芬は瑞とほぼ同じだが、人身売買の対象となった女性等によるBを犯罪化している。丁では激しい議論が進行中という。ただ、一八歳未満の者からのBは、北欧全体で犯罪化されている。一方、Aは北欧全体で犯罪化されておらず、これを非犯罪化した最後の国はアイスランドで二〇〇七年に非犯罪化されている。Cについては、金銭のからむ場合とそうでない場合、女性の同意がある場合とそうでない場合など、様々な局面が想定されるが、実態は多様で、捕捉しがたい。訴追された事件も少ない。勿論、人身売買は北欧全体で禁止され、犯罪化されており、全体としてCのような行為はすべて犯罪化すべきであるという共通理解が国際的にも存在していることは間違いない。

論文は、売春問題の取扱いの歴史を各国別に紹介している。当初は、性病予防という衛生問題から上記のAが処罰の対象となり、後に、貧困問題、女性解放問題などからんで、現在の状況へと進展していることが明らかにされる。しかし、問題は可視的になっていないとされる。こうして、北欧各国の売春にかかる歴史が短く描写される。

次いで、売春は社会事業活動を要する社会問題であることが説明される。売春婦は性の売り手として積極的な関係者でなく、むしろ被害者であることが認識されるようになっていく。売春は、立派な紳士と見られる者と刑事司法の対象である被害者との間に生じる現象である。これが性サービス購入の犯罪化⁽³⁶⁾の大きい理由である。そして、売春の実像を明らかにするために社会福祉の領域において多数の調査が北欧ではなされている。しかし、調査は不十分であると指摘されている。

最後に、売春政策と売春市場との関連が問題にされている。同性愛売春、中・東欧からの売春婦の流入、単なる広告に過ぎない売春情報の氾濫などが北欧の売春市場に影響を及ぼしている。市場の状況も売春政策も国ごとに異なり、多様化している。北欧だけでなく、人身売買など国際的な問題も生じている。性サービスの購入の犯罪化がどれだけ効果を上げているかについて結論を得る段階にはない。

コルセル及びラーソンによる論文⁽⁹⁾「北欧風組織犯罪」は、標題にあるように北欧における組織犯罪を扱っている。北欧には日本のやくざ、アメリカのマフィアのごとき犯罪的組織は存在しない。北欧における組織犯罪は規模も小さく、活動も大規模なものでない。また、政府の活動の透

明性が高く、腐敗は存在しない。これを前提に、報告は北欧の組織犯罪問題を取り上げている。北欧で問題になっているのは薬物犯罪と薬物の密輸である。他の主題として、売春がらみの人身売買とマネーロンダリングである。しかし、組織犯罪が政府や行政を腐敗させるといふことはない。これらの点で国際的な組織犯罪問題との間にギャップがある。安定した北欧の状況は、長年の平和と自由、民主主義の社会、第二次世界大戦後の繁栄、女性差別の不存在（性的平等）及び単一倫理の宗教的社会という社会全体の特徴に表れている。

組織犯罪の定義は、EUの定義⁽³⁷⁾と同一であるが、行為者はいわゆる暴走族と小規模な違法企業家などであり、むしろ域外からの影響、即ち、ソヴィエト崩壊後のロシア・マフィアなど東側からの脅威が心配されている。そして、北欧においては組織犯罪対策が組織的かつ積極的に行われている。EUの拡大による国境の消滅が将来どのような影響を及ぼすか、論文はここに関心を示している。

タムによる論文⁽¹⁰⁾「犯罪被害の発生——北欧文脈でのスウェーデン」は、瑞を中心に犯罪被害者立法の問題を述べている。

まず、被害者支援の政策が瑞で一九七〇年代に始まった⁽³⁹⁾

ことを誇らかに述べ、従来刑事政策の領域で被害者というと劣悪な生活環境や生育条件により犯罪を犯すようになった犯罪者であったものが、言葉通り犯罪の被害者を正面から取り上げ、その保護、被害の補償を考える方向への転換がこのときになされたという。

被害者への補償に関する法律が制定され、被害者問題を専門に扱う公務所が発足し、更に、被害者保護の重点が、犯罪被害の問題一般を扱うところから、女性及び児童の保護という特殊な問題を扱う方向に変化したとされる。被害者問題は、犯罪と被害という限定された場面ではなく、女性及び児童のおかれる立場という広い視野で検討されるようになった。

瑞における犯罪被害問題の特徴は、それが国民的合意のもとに扱われ、広い刑事政策的視野から犯罪者と被害者の関係を見、一方的な被害者支援に墮していないことである。犯罪被害という共通経験を有する者への、感情に流されない、均質な援助が図られている。そして、犯罪被害は、最終的に社会の責任に帰することが意識されている。社会の安全を護る社会の責任である。

犯罪被害にかかる最近の視点の変化は、法律の分野に影響を及ぼしている。被害者なき犯罪の概念の変容、即ち、

この種犯罪の被害者を社会（社会の道德感情）とする発想の誕生である。これらの犯罪を自発的なものでなく、誘発されたものと見る視点が生じている。この視点の変化はまた、刑事手続（労働災害を犯罪とみなすなど）や国の刑事政策（その目的の社会復帰から刑罰価値への変化など）に変化をもたらししている。論文の最後に北欧各国のこの問題の扱いが紹介されている。

リユングスタド及びスカルハーマルの論文⑩「北欧登録データ及び犯罪学的知識への未開発ポテンシャル」は、北欧犯罪学に関するデータベース等について述べている。

北欧の登録データのシステムは欧州内部で際立って上質のものであることが最初に述べられる。登録データは各官庁の作成するものと国勢調査によるものとの二種があり、社会学、経済学及び人口統計学で積極的に使用されている。しかし、犯罪学における使用は限定的で、その例外がシユフスゴールドの研究であるとする。この論文は、登録データが、官庁データを基礎に国勢調査及び調査研究データから構成されていることを述べている。そして、データは個人番号の使用により中央の統計データに記録される。その信頼性は高いと思われる。諸のシステムについて相当に細かく紹介している。個人的データの秘密保持、研究者の登

録データへのアクセスとプライバシー保護について述べ、データを管理する際の考慮事項が述べられる。諸の犯罪関係のデータは個人番号を介して登録データとリンクされている。この論文は、このようにして得られたライフサイクルから結婚の時点に向けて犯罪傾向が減少し、結婚後再び増加するという所見を掲げている。⁽⁴⁾ 犯罪学研究に犯罪経歴と人生経歴のデータをリンクする有用性（社会的にも刑事政策的にも）が示されているといつてよいと思う。

以上で紹介を終える。ボンデソンのアンソロジーが採録研究者各個人の個別の論文を編者の立場から紹介しているのに対して、本書は、客観的に北欧における犯罪学研究の現状を紹介する内容になっている。この意味で、研究上の有用性は本書の方が勝ると言い得よう。しかし、北欧の犯罪学研究の本書への採録がどのようになされたかは、必ずしも明らかでない。ホーフェルの統計研究と編者の意図する統計研究には温度差が認められ、編者側と北欧研究者側に意見の相違が存在した可能性がある。⁽⁴⁾ 本書採録論文の参考文献の発表時期は最近のものが多く、最近の研究状況がここに示されているものと考えたい。

なお、筆者は「犯罪と司法 (Crime and Justice)」全集の三〇巻までに採録されている全資料について作成した文

- (11) 犯罪と非行一五五号、ひたち未来財団、平成二〇年、一五九頁以下。
- (12) Tonry (ed.) 2011, pp.40 f.
- (13) Bondeson (ed.) 2005, pp.57 ff.
- (14) 同論文のアップデート (Tonry (ed.) 2011, p.33.) による。
- (15) ホーフェルは、一八〇九年と一九一八年の二つの戦争を指摘している (Tonry (ed.) 2011, p.50.)。
- (16) 故佐藤昌彦判事は、瑞の研究者ジェレの研究「殺人の心理」を戦前英訳からの重訳で日本に紹介している。Bjerre, Andreas. Bidrag till mordets psykologi. 1907. 独訳 Zur Psychologie des Mordes. Heidelberg. 1925. 邦訳、佐藤昌彦訳、殺人の心理、弘文堂書房、昭和一二年。
- (17) Tonry (ed.) 2011, p.115, n.5, p.120, Fig. 8.
- (18) Tonry (ed.) 2011, pp.114 f., Fig. 2-9 cf.
- (19) Tonry (ed.) 2011, p.122.
- (20) 芬は一八〇九年まで瑞の領土であり、諾は一九〇五年に瑞から独立した。
- (21) Bernhard Getz (1850-1901), 法律学者。一九〇二年制定のノルウェー刑法の立法を指導した。犯罪に対する多様な対応を考え、児童保護立法、浮浪者対策、アルコール対策にも深く関与する。終身、Rikssadvokat (検事総長・大法官)の称号を保持した。(Brinckmann, Jacob et al. (eds.), Aschehougs Konversationsleksikon Vol.7, Forlaget av H. Aschehoug, Oslo, 1974, s.737.)
- (22) Tonry (ed.) 2011, p.204.
- (23) Skyddsålag の提案である。牧野英一、スエーデンの保護法案、季刊刑政新五巻四号、昭和三年、及び、同、スエーデンの保護法案、季刊刑政新六巻一号、昭和三年参照。
- (24) 坂田、スウェーデン社会福祉新立法、家庭裁判月報三三巻一一号、一六二乃至一六八頁を参照。
- (25) 強い国家、穏健な全般的福祉及び高い経済成長で特徴付けられる。Tonry (ed.) 2011, pp.265, 273-275.
- (26) Cf. Annerns, Erik: Brottet, straffet och polisen, Norstedts juridik, 1997.
- (27) Politihikket. Tonry (ed.) 2011, pp.292 f. 警察は町の出来事を何でも警察特有の見方で見ている。
- (28) Tonry (ed.), p.296.
- (29) Policing the Police. (Tonry (ed.) 2011, pp.328 ff.)
- (30) Christie, Nils: Changes in Penal Value. Bondeson (ed.) 2005, pp.71 ff. cf.
- (31) ヲソニツ語 (consistency and uniformity) は北欧ではほぼ同義であるとする (Tonry (ed.) 2011, p.356.)。
- (32) スウェーデン刑法二九章五条。坂田仁、スウェーデン刑法における制裁の量定、人間科学論究二〇号、常磐大学大学院、平成二四年、五七〜五八頁。

- (33) Tonry (ed.) 2011, pp.368 ff.
- (34) Tonry (ed.) 2011, p.384, Tab. 4.
- (35) Scandinavian Studies in Criminology, Vol.1, Tavistock, 1965, pp.86-116. (N・クリステイ外執筆部分)
- (36) 二〇〇五年の刑法改正。坂田仁、スウェーデン刑法第六・七章(性犯罪)の改正について、法学研究七八巻八号、平成一七年、三五頁以下。
- (37) 唯一異なる点は暴力行為と政治的腐敗との結合が北欧の定義には含まれていないことである。Tonry (ed.) 2011, p.524 f. なお、組織犯罪に関するストックホルム宣言には、人身取引 (Trafficking in human beings)、児童ポルノ (Child pornography)、サイバー犯罪 (Cyber crime)、経済犯罪 (Financial crime)、テロリズム (Counterfeiting of means of payment) 及び薬物違法取引 (Drugs trafficking) が組織犯罪の包括的闘争対象として掲げられている。 Delivering an area of freedom, security and justice for Europe's citizens Action Plan Implementing the Stockholm Programme (Brussels, 20/4/2010, COM (2010) 171 final) p.6 cf.
- (38) ウィキペディア (http://sv.wikipedia.org/wiki/Organiserad_brottslighet) による二一九〇年代以降、組織犯罪は「いわゆる暴走族 (Kriminella motorcyckelklubbar) と人種的犯罪集団 (Etniskt sammansatta kriminella grupperingar)
- に限定されていること。」
- (39) 犯罪被害法 (Brottskadslag (SFS 1978:413))。宮澤浩一、スウェーデンにおける被害者補償制度、法学研究四七巻八号、昭和五〇年、五七―六七頁。
- (40) Tonry (ed.) 2011, p.614, 彼の論文の参考文献にはシェンゴールトの二〇〇の業績 (Og faengslet tar de sidste: Om kriminalitet, straf og levevilkår. 1989 及び Den kriminelle karriere. 1998) が記載されているが、ホーフェルの業績は記載されていない。
- (41) Tonry (ed.) 2011, pp.631 ff.
- (42) 注(40)で触れたように、ホーフェルの研究が論文①の参考文献に入っていないことは、数理的研究に対するホーフェルの消極的姿勢 (Tonry (ed.) 2011, p.41 cf.) と縦断的研究 (Longitudinal Study) による新たな犯罪学的知見の獲得という事実とに関わっていると推測され、両者の間の対立を想像させる。
- (43) 当分の間 <http://www14.ocn.ne.jp/~jinsakata/bunkan/crimandj01-30.htm>。
- (Crime and Justice Vol.40-Crime and Justice in Scandinavia-, Michael Tonry & Tapio Lappi-Seppälä (eds), The University of Chicago Press, 2011, Pp.673.)